		ただいまから令和2年度第2回神石高原町農業委員会総会を開会致しま
開会	事務局長	す。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
ΔΕ+Δ+(((		
会長挨拶		(会長挨拶)
		ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者
		は 委員、 委員、 委員以上の2名です。従いまして農
	   事務局長	業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名
	3 3/3/ 321	中出席者は12名でありますので過半数を超えております。総会が成立
		することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規
		則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名	議長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて
委員指名	一	頂きます。 委員、 委員にお願いします。
## . D-¥#	===	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可
第1号議案	議長	申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		ありがとうございました。担当委員による現地調査をお願いしておりま
	議長	す。 委員報告をお願いします。
		地区を担当しております です。5月24日に
		さんと私の三人で現地調査を致しました。
		有機械等については、畝立て機と管理機それぞれ1台ずつ保有されてい
		ます。その他の大型機械につきましては、の機械を借りてさ
	番	れるということです。農作業日数は年間200日ぐらいということで
		す。現地はからからをある方面に向かって
		■行った場所にあります。現在耕作されている面積が544㎡です。色
		んな面を考えまして問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いし
		ます。
	議長	ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問があり   
		ましたらお願いします。
		無いようですので採決に移らせて頂きます。
		議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許
	議長	可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。
		(全員賛成)
		挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第2号議案	議長	続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」
カとう磁木	一	を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		ありがとうございました。担当委員による現地調査をお願いしておりま
	議長	す。本日は 委員が欠席ですので 推進委員報告をお願いします。
		地区担当の です。受付番号4-5について報告します。場所は
	番	より へ の の の の 裏にあります。5月22日
		に 委員と申請人であります と私の三人で現地調査を

		行いました。現在使用しているお客様用兼家庭用の駐車場が狭くなった
		ということです。高齢で農作業に従事することが困難な為、休耕地中の
		土地を新たな駐車場にする為、地目変更の申請をされました。現地確認
		において転用目的に合致しているものと判断しました。ご審議の程よろ
		しくお願いします。
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありま
	一	したらお願いします。
		番 です。該当する田んぼの隣の も田んぼですけど
	番	車が停まっています。これは駐車場として使われているのではないです
		よね?現況をご存じなら教えて下さい。
		航空写真では車が4台停まっていると思いますが、ここはその隣にあり
		ますののののののの家に行く車が停まっています。ここはバラス
	番	す。旗が立っている今回の申請地につきましては、段があって車がここ
		を通り抜けできません。入るとしたら新しく
		の周りの道路を使って入るような状況になると思います。
		先ほど指摘のありました場所ですが、この間現地確認に行きました時に
		も4台停まっておりました。ですから、今年のパトロールの時に委員さ
		ん推進委員さんに現地を確認して頂く農地に入れたいと思います。また
		所有者の方に連絡をしてどういう状況なのか確認し、転用申請を出して
	事務局長	もらう運びになるかと思います。 の予定平面図では9台停
	<del>学</del> 物心区	められるようになっています。ですが、設計書ではまでか
		さ上げするようにはなっていません。先ほど推進委員さんが言われまし
		たように、どういった形で入れるか分かりませんが、 の間を 通って入るようになるかは今の申請書では定かではありません。
	議長	は今回の申請案件ではございませんが、次のパトロールの
		時に所有者を調査の上、指導していくということでお願いします。
		他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。
		議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許
	議長	可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。
		(全員賛成)
		挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第3号議案	議長	続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」
713 J D J D J D J D J D J D J D J D J D J		を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当委員による現地調査をお願いしておりま
	硪 文	す。5-2の案件につきまして、 委員報告をお願いします。
		地区担当の です。5月24日に推進委員の
	番	
		ります から へ のところにあります。航空写真の5
	I	

		ページを見てもらうと分かるように、
		7 230 1 2 3 2 3 3 3 3 4 3 1 2 1
		家ですが、その裏の畑で原野化しておりました。太陽光発電を設置した
		場合周りへの影響は少ないものと考えます。航空写真の左側にも家があ
		り人も住んでおられるんですが、これへも影響は少ないものと考えまし
		た。ただ工事までには太陽光発電を設置しますよと了解を得て下さいと
		申し添えて帰りました。借受人のさんは資金や計
		画、との契約書等添付されており問題ないものと考えます。よろし
		くお願いします。
	議長	ありがとうございました。続きまして5-3の案件について 委員お
	成 又	願いします。
		地区担当、 です。5-3について報告します。借受人が
		貸出人がということです。現地はいからの方面に
		行ったの裏側になります。現地は日当たりも良
		 好で、これは本来農地区分1種ということで難しいとは思うんですが、
	番	   販売施設をやるということで例外許可に該当するということです。ま
	_	   た、倉庫店舗等を建てた場合に周辺への影響も特にないと思います。現
		地立会は推進委員のこともおと申請人のことを入の三人で行ってお
		ります。特に問題ない申請だと思います。ご審議の程よろしくお願いし
		ます。
		ありがとうございました。続きまして5-4の案件について 委員お
	議長	願いします。
		番 地区担当の です。受付番号5-4について報告
		します。場所はからにより、気間はついている。
		月23日に推進委員さんと譲受人で施行会社のと調査し
	番	ました。申請のあった農地は農業公共投資の対象になっていない生産力
		めした。中間のありた展地は展案が大人員の人家になりていない工作が
		ものと思われます。ご審議の程よろしくお願いします。
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありました。お願いします
		したらお願いします。
		5-3についてですが、先ほど説明しました通り設計事務所の倉庫にな
		ります。これは生産施設ではなく、申請に掛かる土地の周辺の地域にお
	事務局長	いて居住する者の日常生活上または業務上必要な施設であり、集落に接
		続して設置されるものということで、直線距離で2km以内、また1種
		農地の団地に接続する50m以内というものに該当しますので、許可で
		きる案件となっております。
		他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。
		議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許
	議長	可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。
		(全員賛成)
		挙手全員でございますので申請通り許可することとします。

	議長	続きまして議案第4号「農用地利用集積計画(第65号)について」を	
第4号議案		議題とします。説明をお願いします。	
		(事務局説明)	
		(担当者説明)	
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありま   	
		したらお願いします。	
	<del>17</del>		
	番	集積計画というのは1年に2回位ではなかったですか?何回でもいいん	
		ですか?	
		大体は年1回です。それに出て来なかったもの、忘れていたものについ	
	<del></del>	て4月にさせて頂いています。ですが今回5月に上げたのは、昔で言う	
	事務局長	転作の方の台帳に届出がない利用権設定が多くて、そこへ作ることを確	
		認して、今回諮問を受けた次第であります。ですので、例年なら年2回	
		受け付けております。	
	番	■番■です。6-3の契約期間が1年10ヵ月となっているが、何で	
		こんなに期間が短いのか教えて下さい。	
		6月1日から2年間の契約を結ばれていますので、1年10ヵ月という	
		ことになっています。一番短いもので1年間の契約から今までも出てき	
		ています。今回6月からということで、何ヵ月か前に付くか後ろに付く	
		かで変わってきます。3年の契約を結ばれていた場合2年10ヵ月です	
		が、人によっては3年7ヵ月にされることもあります。	
		5-6の契約期間の終了年月日が12月21日になっていますが、12	
		月31日の間違えです。すみませんが訂正をお願いします。	
		年1回ということになりますと、1月1日から12月31日までが一番	
	番	いいのかなと思います。どこで区切ってもいいとなると6月1日から3	
		月31日でもいいのかもしれないが、12月31日に統一されたほうが	
		いいのではないかと私は思うんですが。	
	事務局	1月から12月31日で間に合わなかった人においては、4月から3月	
		31日というふうに利用権設定の期間を設けています。	
		以前は11月の1回だったんです。そうすると秋になって作付する前	
		に、作れんから誰かに作ってもらいたいというのが沢山あって、1年間	
	議長	闇耕作が続くということで、何年前かにもう一回増やそうということに	
		なり、春にも受け付けるようになりました。今、11月と2月の年2回	
		受付期間を設けています。年何回なければいけないという規程はないと	
		思うんです。各市町の都合でやっていると思います。	
		他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。	
	議長	議案第4号「農用地利用集積計画(第65号)について」申請通り許可	
		することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。	
		(全員賛成)	

1		
	挙手全員でございますので申請通り許可することとします。	
議長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。	
	午後2時17分	

	以上、議事の経過を記載し、そ	の内容は相違ないことを証するた
	め署名します。	
	令和2年6月29日	
	<del>-</del>	
	番	
	<b>■■</b> <b>■</b> 委員	
	<b></b> 女只	
	M. W.	
	番	
	委員	
		-